



Title	日中戦争期、南京の人と建物をめぐる時空間：南京土地登記文書の活用方途をさぐる
Author(s)	片山, 剛
Citation	近代東アジア土地調査事業研究ニューズレター. 2018, 8, p. 40-61
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/84905
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

日中戦争期、南京の人と建物をめぐる時空間 —— 南京土地登記文書の活用方途をさぐる

片山 剛

はじめに

筆者を含む研究チームは 2006 年以降、台北の国史館で 1934～49 年の南京都市部を対象とする〈不動産登記文書〉（以下、「南京土地登記文書」、あるいはたんに「登記文書」と呼ぶ）を、またアメリカ軍が 1940 年代前半（日本統治時期）に撮影した南京の空中写真を、アメリカの国立公文書館（NARA II）で発掘し、加えて台北の中央研究院の GIS チームから、〈1936 年の南京市地籍図〉（以下、「1936 年地籍図」と呼ぶ）の提供を受け、それら資料を用いた初歩的成果を『近代東アジア土地調査事業研究』（大阪大学出版会 2017 年）として公刊した。そして現在、これら資料を改めて利用し、1930 年代～40 年代における南京の都市・農村の研究を推進している。

ところで、1930 年代～40 年代の南京といえば、1937 年 8 月 15 日から日本海軍の航空隊による〈南京空襲〉が始まり、12 月に日本軍が南京城を陥落させ、それに続いて〈南京事件〉が起きている。そして 1945 年まで、南京は日本軍の占領下におかれていく（図 1）。

1937～45 年は、上記の資料がカバーする期間であり、登記文書のなかにも後段で紹介するように、1937 年 12 月の日本軍の南京入城時に、建物が「焚毀された（焼き払われた）」と記すものもある。そこで、〈南京空襲〉〈南京事件〉や占領下の南京に関する研究に、南京登記文書や 1936 年地籍図を利用することを模索するにいたった。というのは、従来の〈南京空襲〉、特に〈南京事件〉の研究が用いている史料は、日中戦争後の被害・損害調査によって作成されたものが多く、〈南京事件〉から 8 年以上経過しており、必ずしも同時代史料とは言いがたい。また占領下の南京の実相については、中村哲夫や金丸裕一等がその研究の必要性を述べるものの、これを可能にする有用な史料はあまり発掘されていない。

それでは、南京登記文書や 1936 年地籍図の特性を活かすことによって、どんな研究が可能になるか。研究を始めてわずかに 1 年、熟成された成果を提示するには至っていないが、従来の研究では提示されなかった事実や論点を紹介しながら、1937～45 年南京の具体相を提示してみたい。

笠原十九司は、海軍航空隊による空襲の開始によって南京を脱出する人々について、次のように述べる。

まずアメリカ人やイギリス人などの外国人が何百人と南京から避難していき、ついで八月末までに、富裕な家庭の人々が遠くの親戚や姻戚など、さまざまなつてを頼って避難していった。残留したのは行き場のない比較的貧しい人々と、政府関係の公務の都合上離れられない人たちであった [笠原 1995 : 13]。

かれら南京を離れた者たちは、その後、日中戦争が終わるまえ南京には帰って来なかったのであろうか。その場合、かれら富裕な人々が南京に残した不動産等の財産はどうなったのか。また富裕な人々のなかには、南京に残留した者はいなかったのか。これまで、南京からの逃避については紹介されるものの、かれらのその後については、史料の制約もあり、ほとんど紹介されてこなかった。

アスキュー・デイヴィッドは、占領下の南京（あるいは中国）における中国人を、日本軍に対する積極的抵抗者や積極的協力者だけでなく、多くの消極的・受動的に忍耐しようとしていた者たちにも光をあて、その日常生活を明らかにする必要性を説いている。この第三のカテゴリーに分類されているのは、たとえば、南京空襲の際に疎開することができなかった「二〇万を超える貧民」であろう [アスキュー2008: 31-32]。本稿では登記文書を史料として用いる利点を活かし、第四のカテゴリーとして、“富裕”な人々、具体的には登記文書に土地・家屋の保有者として登場する人々に照明をあてることにする。

1. 史料の信憑性をめぐって

本稿では、土地・建物の所有者たちの動向を窺っていくが、登記文書を一件々々子細に見ていくと、南京で不動産を保有していた者たちが、1945年の日中戦争終結まで生き延びたか否か、という課題を設定することも可能である。一例を示そう（入蔵登録号：055000000925A。地段は第4区の4201段）。

当該地段の所有者はL兄弟4名である。表1に示したように、この4名は1934年から46年までの3回にわたる登記において、長男名が「甲乙」ならば「L甲乙等」や4名の名前をすべて記載する等の形で、いずれも登記申請をしている。つまり、この4名は南京空襲・南京事件等をくぐり抜け、46年10月まで生きていたことがわかる。

また、この地段の文書には、1937年12月の日本軍の南京入城時に、建物が「焚毀された」（焼き払われた）ことを示唆するものがある。そこで、計3回の登記それぞれにおける建物の状況について、該文書の記載も表1に整理した。

表1 L姓の4兄弟共有の土地と建物の登記

	登記申請年月	申請者名	年令	職業	家屋の価値(申告額)
第1次登記(日中戦争前)	1934年12月	L甲乙(等)	30	学	3,840元
第2次登記(日中戦争中)	1938年9月	L甲乙(等)	33	学	500元
第3次登記(日中戦争後)	1946年10月	L甲乙(等)	42	教育	(測量を申請)

* 人名は必要のないかぎり、ピンインのイニシャル等で示す。

土地面積は1.2畝(約8アール)と、かなり大きい。

なお、第1次登記は「総登記」と呼ばれ、南京国民政府下の南京で1934～36年に行われた。第2次登記は、「査驗登記」とも呼ばれ、日本軍の占領下で行われた。登記申請期間は、最初

は1938年6月1日～9月15日であったが、さらに同年12月1日～12月末日が設けられた。しかし「〔民国〕二十八（1939）年に入り市民の復歸する者も多かった」ので、1939年6月15日～8月15日が追加された〔市來1941：205-206〕。第三次登記は日中戦争が終わった1946年に行われた。

① 1934年12月 第1次登記

土地とともに、建物（「定着物」）も4兄弟の共有。

「定着物情形及現値」欄：「共二十二間、約値洋參仟捌佰肆拾元」

【訳】「定着物の状況および現在の値段」欄：「全部で22部屋。価値は洋元で約3840元」
ほかに、〈建物の一部は兄弟の居住用で、残りは賃貸〉という情報が記載されている。

② 1938年9月 第2次登記

「定着物情形及現値」欄：「所建房屋大部分経已焚毀。現除地価外、餘屋約値五百元」

【訳】「定着物の状況および現在の値段」欄：「建っていた家屋の大部分は、すでに焼き払われている。現在、地価を除く、残った家屋の値段は約500元。

ここで、1934年時点の家屋の価値は3840元であったが、「家屋の大部分」が焼き払われたため、1938年9月時点のそれは500元に下がっている。なお、焼き払われたのは、1934年12月～38年9月のあいだであるが、具体的な年月日は明記されていない。1937年12月の日本軍南京入城時ごろの可能性が高いが未詳である。この点はひとまず措き、家屋の一部は残っており、500元分の価値をもっていることに注意しておきたい。つづいて、第3次登記の時を見よう。

③ 1946年10月 第3次登記

「現時使用状況」欄：「完全焚毀（〔民国〕廿六年十二月敵軍入城時破壊者）」

【訳】「現在の使用状況」欄：「完全に焼き払われている（1937年12月、敵軍【日本軍】が入城した時に破壊された）」

「應否重行測丈」欄：「〔L兄弟は、建物に対する〕【訳】測量を申請する」

「初審意見」欄：「【訳】〔南京市地政局の係官は、〕戦時に建築物全部が焼き払われたので、〔建築物に対する〕測量を申請している」と記載。

さて、1938年9月時点では〈大部分焼き払われたが、500元分の家屋は残っている〉であった。だが、1946年の登記申請では「完全焚毀」（完全に焼き払われて残っていない）となっている。そして、その時期は〈1937年12月の日本軍入城時〉と明記されている。

ここで、②の記載を事実として経過を整理すれば、1938年9月には500元分の家屋が残っていた。したがって、500元分の家屋もなくなり（その原因は不明）、家屋が完全になくなるという事態が起こったのは、1938年9月～46年の間となるはずである。つまり、500

元分の家屋焼失を、1937年12月の日本軍入城時の破壊に帰するのは、客観的には無理がある。

以上から、1946年の登記申請書については、注意する必要がある¹。他方、1938年の第2次登記の申請書（およびその申請に対する審査報告書）の信憑性はどうか。この点については検討を始めたばかりであり、いま結論を述べることはできない。ただし本ニューズレターで「房捐」について稲田が検討しているように、1930年代の都市南京では、家屋への〈課税〉（正確には「捐」）が市政府にとって重要な収入源となっていた。また本稿の後段で紹介するように、日本軍占領下の南京でも市政府の財政部門が家主の家賃収入から「捐」を徴収していた形跡がある。すなわち、市政府は各家屋に対する課捐額の算定のために、各家屋の状況（特に家賃ないしは家屋の価値）を正確に把握・捕捉する必要があった。第2次登記において、保有者に各家屋の価値を記載させ、財政部門がそれを審査するのは、捐を課すことと連動していた可能性が高い。したがって第2次登記における家屋の状況説明については一定程度信頼してもよいと思われる。

なお、L兄弟の土地は第4区の4201段に所在し、1936年地籍図で位置を確認できる（図2・3）。そしてアメリカ軍が1944年8月に撮影した空中写真を用いると、その時点の土地・建物の様子を知ることできる。もし1937年12月における日本軍の南京入城時に完全に建物がなくなっていれば、1944年の空中写真には建物がないはずであるが、その検討結果は後日に行いたい。

2. 電話局爆撃をめぐる史料の異同について

南京空襲作戦を指揮した源田實は「攻撃隊は、敵側政府機関や無電台、電灯廠……を爆撃し、当時の判断では相当の損害を与えたと考えられたが、同年（1937年——引用者片山）末、南京占領後これらの爆撃目標を現地調査したところ、大したものではなかったことを確認し、…」や、「戦果は爆煙等のため過大に見積もられる」〔源田 1961：228-229〕と書いている。

1937年から80年を経過し、景観が大きく変貌している現在、本研究チームが〈南京空襲〉の際の爆撃目標について、源田實のような現地調査は行うことができない。その代わりに、「戦闘詳報」所載の爆撃地点と、『中央日報』『申報』所載記事の爆撃地点との照合を行う²とともに、さらに〈南京登記文書〉と〈1936年作製の南京市地籍図〉とを用いて復元・検証することは、一定程度可能ではないか。

ここでは、1937年11月24日の〈南京電話局への爆撃〉について、次の方法で検証していく。

① 戦闘詳報の「弾着図」（図4）で、投弾コースを読む

¹ 1945年の日本の敗戦によって、45～46年に日本に賠償金を請求するための被害・損害調査が行われる。46年の登記申請は、この影響を受け、38～46年における〈500元分の家屋の消失〉も、日本軍入城時のことに帰した可能性がある。

² 「戦闘詳報」所載の爆撃地点と、『中央日報』（南京発行の国民党機関紙）・『申報』（上海発行の商業新聞）所載記事の爆撃地点との照合は、日本でも中国でもほとんど行われていない。本ニューズレター所収の大坪慶之らの対照表、参照。

- ② 1936年の〈最新南京地図〉(部分。図5)で、投弾コースをさがす
- ③ 24日の空襲に関する『中央日報』『申報』(11月25日発行)の記事にもとづき、着弾コースをさがす。
- ④ 1936年南京市地籍図中の「第1区分幅図」(部分図。図6)で、投弾コースと着弾コースを比較する。

なお、このあとに、⑤第1区の「第二一(21)幅」第三五(35)幅」「第三六(36)幅」で、着弾コース上にある土地の地番をさがす；⑥着弾コース上の地番に関する登記文書を開覧し、建物が被害を受けているかを確認する；作業を行うが、収集できたサンプルがまだ少ないので、本稿では省略する。

◆日本の「戦闘詳報」による爆撃情報は以下である。

爆撃の経過と効果

機種・機数：九六式陸上攻撃機2機(各機60キロ爆弾12発携行。計24発)

目標：電話局／時刻：14時43分(中国の13時43分)／高度：3300メートル／

針路：60度／編隊爆撃／一航過／単発連続投下／

投下爆弾数：12+9=21発投下(1番機は投下器故障のため9発のみ投下、残弾3発)

爆撃地点については、「戦闘詳報」付載の「弾着図」がある。

効果：「電話局に3~4弾命中、内部装置に相当大なる損害を與へ、附近建築物に残り全弾命中し、之を爆破す。効果極めて大なり。」

◆「弾着図」には、以下の情報が図示されている。

ロータリー型の「広場」／爆撃対象の「電話局」／交差する数本の道路／

針路はコサイン60度／

「弾着図」を1936年の〈最新南京地図〉(部分。図5)と対照すると、「電話局」の位置から、「広場」は〈新街口広場〉と、南北に走る数本の道路については、左(西)から、中正路、洪武路、太平路と、東西に走る道路は、上(北)から、中山東路、戸部街と推定できる。

◆中国の『中央日報』による爆撃情報の大略は、「昨24日、午後1時半(日本時間の2時半——引用者片山)、…二郎廟〔街〕、遊府西街、碑亭巷等に爆弾10余個を投下したあと、ほうほうの体で逃げ去った。爆破で、民家の数十部屋分が破壊され、市民10餘人が死傷した」。〈二郎廟〔街〕、遊府西街、碑亭巷〉とはどこであろうか。なお、投下爆弾数は、「戦闘詳報」より少ない。

◆中国の『申報』による爆撃情報は、

- ①「1時半(日本時間2時半)に空襲警報／爆撃機2機が爆弾を投下」。これは「戦闘詳報」

に合致する。

- ②「城心付近と東中山路の両側に、約 20 発投下」。「城心付近」がどの範囲を指すか未詳。「東中山路（中山東路）の両側」のうち、南側については「戦闘詳報」と合致する。投下数の「約 20 発」は「戦闘詳報」と合致する。
- ③「〈国民大会巨厦の広場〉の東南隅、東中山路（中山東路）の商店、〈李西中学〉のほか、貧民の居住区が被害を受けた」については、「東中山路」以外の場所は未詳。
- ④「中国側の高射砲の照準が正確であったため、日本の爆撃は「無目標擲弾」（爆撃目標に投下できず）に去った」という。

それでは、「戦闘詳報」の投弾コースと中国側新聞報道の着弾コースとが一致するか否かを検証してみよう。「弾着図」に照らし、針路 60 度で中山東路と太平路の交差点を通るように線を引くと、確かに電話局の上空を通過する。これは爆弾を真下に投下するプランであることを示す。しかし実際に着弾したのが「碑亭巷」と「遊府西街」であるならば、投弾後に爆弾は真下に落下せず、西北方向にずれていったことがわかる。

中国側の新聞報道が正しいとすれば、「碑亭巷」と「遊府西街」において被害を受けた建物（『中央日報』によれば、民家も数十部屋分）が被害を受けていることになる。「碑亭巷」・「遊府西街」沿いの家屋について、現在登記文書で被害の有無を調査しているが、収集できた事例数がまだ少ないので、この点は今後の課題としたい。

なお、直接にこの電話局爆撃を扱っているわけではないが、9月19日以降の南京空襲が、投下点を高度 2000～3000 メートル付近に選定し、かつ一航過で爆弾を投下することに関して、前田哲男が興味深い説明をし、注を付している。

この高度から市街地に散在する「軍事政治経済の諸機関」をただ一回の通過時に精密爆撃することは、海軍航空隊装備の九〇式爆撃照準器の性能を考慮にいれば、まず成果を期し得ない難事であった。〔前田 2006：544〕

九〇式照準器はドイツ・ポイコク式爆撃照準器を改良国産したもので、高度四〇〇〇メートルから投下したさいの平均弾着偏差量は六三メートルであった（『日本海軍航空史』(3)「制度・技術編」、時事通信社、一九六九年）〔前田 2006：第二章注 53〕。

3. 占領下の南京

(1) 邦人の南京進出とその空間的分布

金丸裕一は南京陥落後に、いわゆる「支那事変」後のブームにより、南京へと定着する日本人が爆発的に増加した事実を指摘している〔金丸 2008：解説 7〕。これを、金丸が解題を書いた『南京』所載の統計から確認しよう。

表 2 を見ると、1938 年 9 月時点ですでに「事変」前の邦人人口を超えていること、9 月から 12 月にかけて毎月 500 人ほど増え続けていることがわかる。そして邦人の営業軒数も、1938 年 12 月末 579 軒、1939 年 12 月末 1,029 軒、1940 年 12 月末 1,500 軒に増加したという〔市来 1941：481〕。それでは、これら邦人の商店・会社は南京のなかのどこで営業し

ていたのでしょうか。

表2 南京在住邦人人口統計

(単位：人)

年 月	内地人 (戸数)	朝鮮人 (戸数)	台湾人 (戸数)	人口合計 (戸数)				
1935年 10月	130	48	240	50	32	9	402	107
1936年 1月	133		240		32		405	
1937年 1月	142	49	240	50	37	11	419	110
1938年 9月	1999	375	260	29	9	6	2268	410
10月	2590	506	292	28	30	11	2912	545
11月	3041	604	354	45	50	11	3445	560
12月	3585	644	285	45	80	20	3950	709
1939年 12月	7695	1919	395	79	335	74	8425	2072
1940年 12月	10543	3164	492	114	535	135	11570	3413
1941年 6月	11592	3954	573	142	648	183	12816	4279

出所：『南京』「南京在住邦人人口月別統計表」(pp. 622-623)から抜粋。

上記統計表は「南京日本總領事館警察の調査に係る」(p. 621)という。

なお、1941年6月の人口合計は、計算では<12813>人になる。

「南京日本商工會議所」は1939年10月29日に会員150名で成立したが、その「業種別会員名簿」(1941年4月1日現在)[市來1941：附録(二)9-22]を中心に、『南京』の他の箇所が登場する邦人の商店・会社を、街路別に分けたうえで番地の順に整理したものが、本稿末尾の別表である³。これを一覧すると、城外に位置する下関(145-154番)と213番の11件を除く202件のうち、中山東路(55件)、太平路(53件)、中山路(31件)の3街路で139件となり、「会員」の商店・会社が首都建設で建造された目抜き通りであるこの3街路に集中していることが判明する(図1)。そして、この3街路の〈支路〉に相当する、碑亭巷・二郎廟・遊府西街・延齡巷などを加えると、新南京の中心部に集まっていることがわかる。

他方、本研究チームが南京登記文書の収集・分析において、これまで力点を置いてきた第四区(昇州路の南側、中華路の西側)のような旧市街(南京市民の居住区)には、邦人の会社・商店がほとんどないことも見えてくる。実際、これまでに第四区の登記文書を閲覧したが、邦人の姿はまったくと言っていいほど登場してこなかった。

(2) 市政府による「代管家屋家賃」

さて、かかる邦人の商店・会社が店や事務所を開く場合、どのようになっていたか。『南京』によれば、「邦人の家屋問題」として、次のように説明されている。なお、ここではお

³ ほかに「在南京日系新聞社・通信社一覧表」(1941年1月末現在)がある[市來1941：649]。全16社のうち、中山北路5社、中山路4社、中山東路2社、その他の街路5社となっている。

もに 1940 年 11 月以降のことが書かれている。

家屋借用 借家人は家主なる華人、家主なき時は管理人、家主、管理人共に無き家屋は南京市政府の管理家屋なるを以て市政府と、夫々家屋貸借契約書作成の上、所定の家屋使用許可願書を提出すれば、家屋係に於て、願ひ出たる家屋につき家賃並びに家屋使用の可不可の具申を前記契約書に添付の上特務機関に回附し裁決を乞ふのである。特務機関は憲兵隊、總領事館と共に提出書類の検討をなしたる上、裁決の結果を家屋係に通達し来る。以上の如き経路を通じて初めて家主又は管理者と借家人^(ママ)のと貸借契約が正式に成立するのである。

家賃は直接家主又は管理者に交附することなく、家屋係内に南京市政府財政局家屋組が出張設置され居るを以て、上記の個所に納付すればよいのである [市來 1941 : 511-512]。

この説明では、賃借人が「南京市政府財政局家屋組」に払った家賃は、その全額が家主に渡されているようにも読みとれる。また、邦人は家主と直接に賃貸借契約を結び、家主と面識があると思われるにもかかわらず、家賃納付の時に「南京市政府財政局家屋組」が家主と賃借人とのあいだに介在する意味・意義も、いまひとつはっきりしない。すこし歴史をさかのぼってみよう。『南京』の「代管家屋家賃」は次のように説明している。

代管家屋家賃 市政府が家屋を代管するに至ったのは民國二十七（1938）年六月の事で、之は事變により各地に逃避した屋主の爲めに之を保管し、正當屋主が歸寧すれば之を該屋主に返還することになってゐる。此事は日本人借屋人と支那人屋主との問題もあるので特務機關内に家屋係を設け、監督並に仲介の勞を執つてゐる。（中略）
以上代管家屋の屋賃は正當家主歸寧すれば適當時期に屋主に渡すことにして市政府で代管してゐるのである。

特務機關管理にかゝるものは昨年（1940 年）十一月一日から民團内に家屋課を設け、其の事務の一部を担当させている [市來 1941 : 143]。

南京空襲によって、多くの富裕な南京市民（当然に不動産を保有する者が多かったろう）が南京を脱出したが、その後なかなか南京に帰還しない者が、その数は不明だが、かなり存在した。一方、秩序が安定してくるにつれて、邦人のみならず、元南京市民を含む中国人が南京に入ってくる⁴。そして、住宅や店舗・事務所の問題が浮上してくる。空家であっても、家主が帰還しておらず賃貸借契約を結ぶことができないような事例が多数存在していたことが窺える。そこで市政府（財政部門）が、かかる空家について、家主の許可を得ることなく、換言すれば家主に代わって、賃借を希望する者と契約を結び、その家賃を代

⁴ 前述したように、1939 年に入ると、市民（この場合、不動産を有する富裕な者たちを含む）の復歸する者も多かったため、土地登記の申請期間が追加されている。

理徴収するようになったと推測される。

これで、市政府の財政部門が家主と賃借人との間に介在するようになった理由の一端は理解されるが、他方、市政府の財政部門は徴収した家賃の全額を、上記の説明のように家主に渡すのであろうか。そこで、登記文書にでてくる「領租證」というものを検討しよう。

(3) 「領租證」の検討

ある登記文書（入蔵登録号：055000007787A、地段は第1区2720段）に2冊の「領租證」が収められている（図7～図11）⁵。1冊目（領租證aと呼ぶ）の表紙は、文字があるのか否かを含めて、判読不能である。2冊目（領租證bと呼ぶ）の表紙には「**南京市**政府 財政局 代管經收房租 領租證」（図7）とあるから、市政府財政部門が発行したものである。

つぎに「領租證」の中身を見ていくが、未解明の点が多いので、本稿では領租證aについてのみ検討することにしたい。領租證aを開いた最初のページに、左から以下の文がある。

◆1冊目

茲據*（街路名）*路第*（番地）*門牌
產權人 梁●● 呈驗原領圖狀及查驗登
記證。業經本處驗明，尚屬確實。應即按照
代管經收房租規則第十三條，按月照付
租金二分之一。合亟製發領租證一張，仰
即按月持證來處具領為要。此證。

紅色字 **領租證第** 玖捌 原九六 改一〇一八 （「**領租證第**」は赤のスタンプ印）

右給

二郎廟路

*（番地）*門牌

廿九年六月份起 / 扣發手續費二成 (③赤のスタンプ印)

三十年一月份起改扣手續費三成 (④青のスタンプ印)

產權人 梁●●

自二十九年一月份起發給全數租金 (②青のスタンプ印)

財政處處長 蓋章

此項租金係發軍票 (①青のスタンプ印)

中華民國 二十八年 三月 六日

⁵ この2冊の領租證には賃借人の名前が出てこないが、登記文書によれば、「事変」後に「野原食堂」、野原食堂が閉鎖したのちは、「福仁食堂」である。いずれも商工会議所の会員名簿には載っていない。

さきほどの説明によれば、市政府が家屋を代管し始めたのは1938年6月であった。この「領租證」は、土地・家屋の所有権人が「原領圖狀及査驗登記證」（第1次登記の際に、市政府から所有権人に発給された分段図・所有権状、および日本軍占領下での第2次登記の際に発給された登記証明書）を提出することを経て、民国28（1939）年3月6日に発給されたものである。したがって、少なくともこの時点で家主不在ではなく、家主は南京に居ることになる。以下、箇条書きに整理してみよう。

- (1) 民国28（1939）年3月6日に本領租證を発給した当初は、本文に登場する「代管經收房租規則第十三條」⁶にもとづき、「租金」（家賃）の「二分之一」50%を家主に支給した。その場合の支払手段は、①から軍票であったことがわかる。そして家賃の「二分之一」は、財政處に留保されると推測されるが、その根拠は不明である。
- (2) ②によれば、民国29（1940）年1月からは、家賃の全額100%を家主に支給することになったことがわかる。この場合も軍票での支給と思われる。
- (3) ③によれば、民国29（1940）年6月からは、手続費として20%が差し引かれるようになった。したがって家主が受領するのは家賃の80%になる。この場合も軍票での支給であろう。手続費として20%を差し引く根拠は不明である。
- (4) ④によれば、民国30（1941）年1月からは、手続費として30%が差し引かれるようになった。家主が受領するのは家賃の70%になる。この場合も軍票での支給であろう。手続費として30%を差し引く根拠は不明である。

以上のように読み取れるが、これを「領租證」に記載されている、家主が実際に受け取った金額で確認してみよう。まず領租證 a-3 から。1冊目の領租證が発給されたのは民国28年3月で、この時に家主が受け取るのは家賃の半分で、それは「租金拾參元五角」（13.5元）となっている。そして、この13.5元/月という条件が民国27年7月から民国28年12月まで続くことがわかる。

なお、領租證の発行は民国28年3月であるが、民国27年7月～民国28年2月分の記録がある理由は次のように考えられる。すなわち、家主が不在であったが、市政府が賃借希望者と契約し、家賃を代收して保管していた。あるいは家主は南京に居たが、第2次登記の手続きが完了しておらず、「産権人」の証明である「査驗登記證」をもっていなかったため、市政府の代收・管理が続いていた。民国28年3月に「産権人」であることが証明され、「領租證」が発給されてから、民国27年7月～民国28年2月分の家賃を受け取った、と。

つぎに、上の(2)によれば、民国29（1940）年1月からは家賃の100%を受領することになっていた。そこで民国29年1～3月の3か月分（「元至三月份」）の箇所を見ると、受領額は81元（「捌壹元」）になっており、各月27元となる。この27元が家賃の100%であることは、その半分が13.5元であることと合致する。すなわち、賃貸借契約における家賃が27元であったことを確定できる。

⁶ 「代管經收房租規則」については調査が及んでいない。

さて、民国 29 年 6 月から手続費として 20%が差し引かれることになっている。しかし記録簿を見ると、6 月以降（民国 30 年 4 月分まで）も毎月 27 元を受領しており、20%が差し引かれている形跡は、表面上は見えない。ただし、領租證 b の記録欄で民国 31（「卅一」）年 7・8 月の欄に「扣二」、9～12 月欄に「扣捐」とある。前者は 20%を差し引いていることを、後者は「房捐」7分を差し引いていることを示唆する。ただし家賃の受領額は毎月 35 元となっている。おそらく形式的には、家賃を全額家主に払ったのちに、改めて家主から家賃の 20%や「房捐」を徴収していると推測されるが、その詳細は今後の課題となる。

民国 32 年 12 月からは支払手段が「法幣」になり、金額が 35 元/月から 194 元/月となっている。また民国 33 年 6 月に「補加租 96 元」とあり、家賃が 290 元となっている。

つぎに変化が生じるのは、民国 30 年 5～8 月分の欄である。小さく「六月起加八元（「八」は蘇州碼）」とある。これは 6 月から家賃が 8 元上がり、35（27+8）元となったことを示唆する。5 月が 27 元、6～8 月が各月 35 元として計算すれば、合計 132 元で合致する。

古い領租證の欄が一杯になったので、民国 31 年 1 月 21 日に新證が発給されている。

領租證ならびに財政部門による代管代收制度の詳細については今後の課題となる点が多いが、「二分之一」や 20%、30%を差し引いたり、「房捐」を徴収したりするのは、南京市にとって「事変」前も後も、「房捐」などの家屋への課税が市政府の財政収入にとって重要であったことと深く関係すると推測される⁸。

むすびにかえて

中国の歴史研究者にも、史料の信頼性如何を注視して研究を進める者が増えつつある。その意味で、日本と中国の双方が信頼をおくことできる史料があれば、日中の共同研究が進展する可能性は存在する。〈南京不動産登記文書〉は比較的信頼でき、ミクロなレベルから事実を一つひとつ積み重ねていくことのできる史料のひとつである。今後、本史料や 1936 年地籍図をはじめとする地理空間情報の利用の仕方をより鍛えていくことで、日中間に共通するプラットフォームを構築することに貢献できればと思料する。

参考文献（基本的なものにかぎる）

<文書史料>

日本海軍航空隊の戦闘詳報（国立公文書館アジア歴史資料センターのデジタル・アーカイブ）
台湾の国史館所蔵の「前南京市政府檔案」

<公刊史料>

⁷ 「房捐」については、(史料紹介と翻訳) 稲田清一「林一可「南京市房捐整理経過」試訳と訳註」(本ニューズレター所収) 参照。

⁸ 「事変」前については、稲田清一「林一可「南京市房捐整理経過」試訳と訳註」(本ニューズレター所収) 参照。「事変」後については、さしあたり、南京特務機関編『南京市政概況』(1942 年。ゆまに書房復刻影印の『南京』別冊) pp. 82-85, 参照

『中央日報』中国国民党中央の機関紙

『申報』上海発行の商業新聞

張憲文(主編)『南京大屠殺史料集』(全 72 冊)鳳凰出版傳媒股份有限公司・江蘇人民出版社 2014 年。とくに、第 1 冊『戦前的南京与日機的空襲』、第 15 冊『前期人口傷亡和財産損失調査』が関係する。

市來義道(編)1941『南京』南京日本商工会議所 昭和 16 年(金丸裕一、アスキュー・デイヴィッドの解説が付された影印版が、ゆまに書房から 2008 年に出版されている)

<研究文献>

アスキュー・デイヴィッド「南京日本商工会議所編『南京』解説」(ゆまに書房 影印復刻版 市來義道(編)『南京』解説 pp. 19-38.)

笠原十九司 1995『南京難民区の百日——虐殺を見た外国人——』岩波書店

笠原十九司 1997a『南京事件』岩波新書(新赤版)

笠原十九司 1997b『日中全面戦争と海軍 パナイ号事件の真相』青木書店

笠原十九司 2015『海軍の日中戦争 アジア太平洋戦争への自滅のシナリオ』平凡社

片山剛 2015「分段図・所有権状の発給と登記文書の保管 —— 契拠類の行方と証明責任の所在」『近代東アジア土地調査事業研究 ニューズレター』第 6 号 2015 年 3 月 pp. 86-98.

片山剛(編)2017『近代東アジア土地調査事業研究』大阪大学出版会

金丸裕一 2008「南京日本商工会議所、市來義道と「姜魏道」—— 解題にかえて ——」(ゆまに書房 影印復刻版 市來義道(編)『南京』所収)

北村稔 2001『「南京事件」の探究 その実像をもとめて』文春新書

源田實 1961『海軍航空隊始末記 —— 発進篇 ——』文藝春秋新社

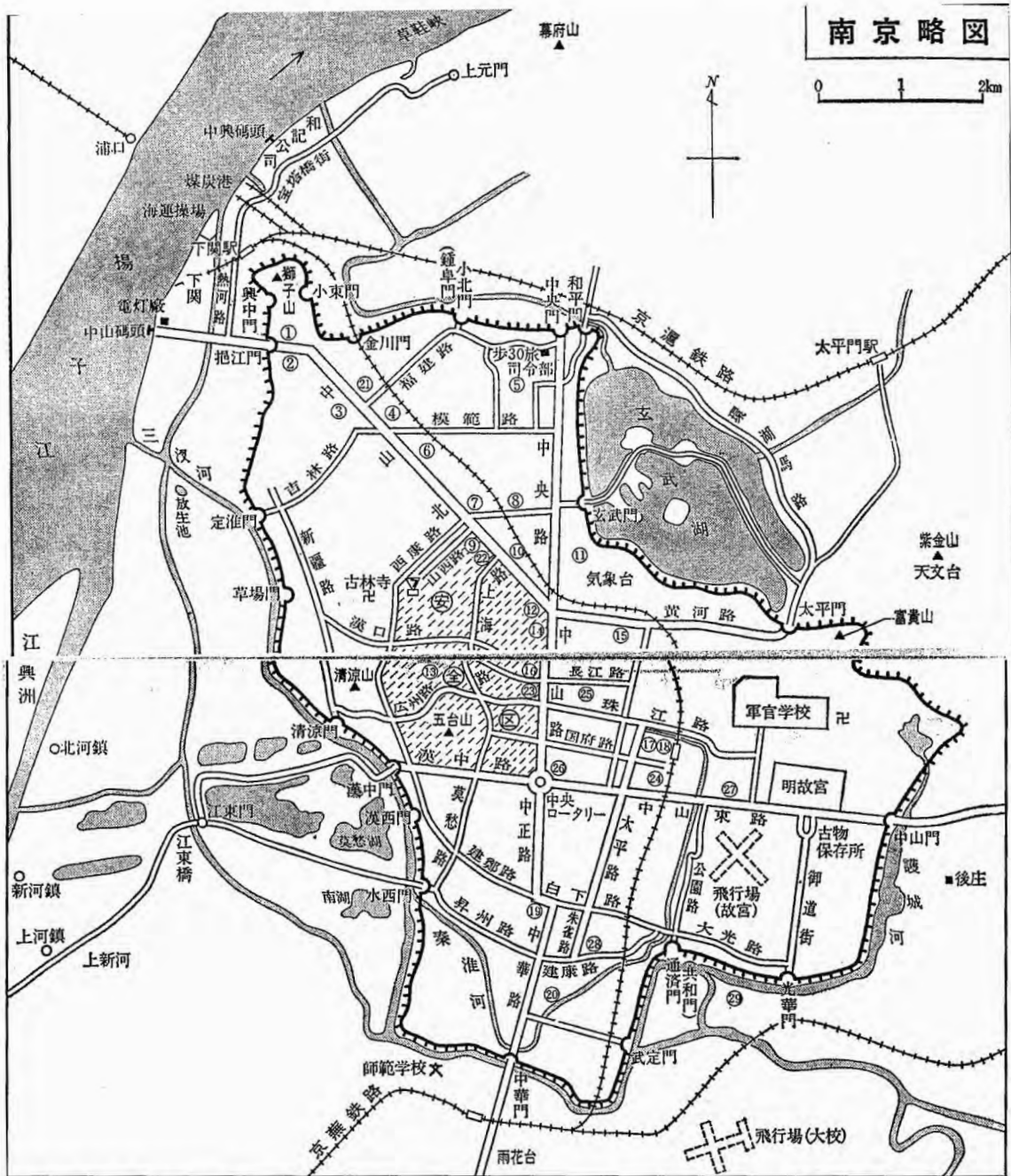
中村哲夫 2006『日中戦争を読む』晃洋書房(特に第 8 章「日本の南京占領統治」)

南京市地方志編纂委員会(編)1994『南京人民防空志』(南京市志叢書)深圳:海天出版社

秦郁彦 2009『南京事件 「虐殺」の構造』(増補版)中公新書 795 1986 年初版、2007 年増補版初版、2009 年増補版再版

馬俊亜 2007「難民申請書中の日軍暴行与日抛前期的南京社会経済(1937-1941)」『抗日戦争研究』2007 年第 1 期

前田哲男 2006『戦略爆撃の思想——ゲルニカ、重慶、広島』(新訂版)凱風社



- ①海軍部 ②英国領事館 ③交通部 ④軍政部 ⑤中央大学農場 ⑥米國領事館 ⑦首都飯店(上海派遣軍司令部)
- ⑧中央党部 ⑨最高法院(上海派遣軍經理部) ⑩外交部 ⑪ソ連大使館 ⑫日本領事館 ⑬金陵女子文理学院
- ⑭金陵大学 ⑮中央大学 ⑯鼓樓病院 ⑰參謀本部 ⑱國民政府(16師團司令部) ⑲YMCA ⑳天子廟
- ㉑鐵道部(步38本部) ㉒華僑招待所 ㉓司法行政部 ㉔中央飯店(16師團司令部宿舍) ㉕模範監獄
- ㉖交通銀行(特務機關) ㉗中央醫院 ㉘南京市政府(114師團司令部→步33本部) ㉙防空学校(9師團司令部)

図1 南京略図

秦郁彦『南京事件 「虐殺」の構造』(増補版 中公新書)より引用



図2 第四区第 4201 段の位置① (第四区分幅図)

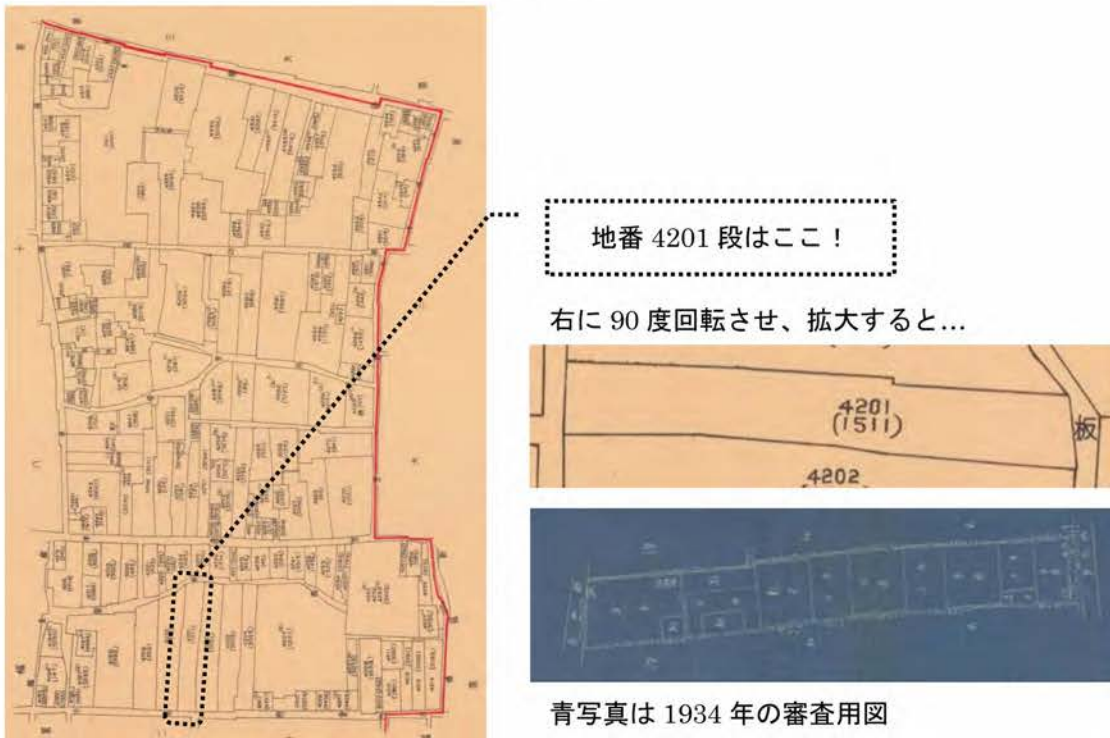


図3 第四区第 4201 段の位置② (第四区第 19 幅図)

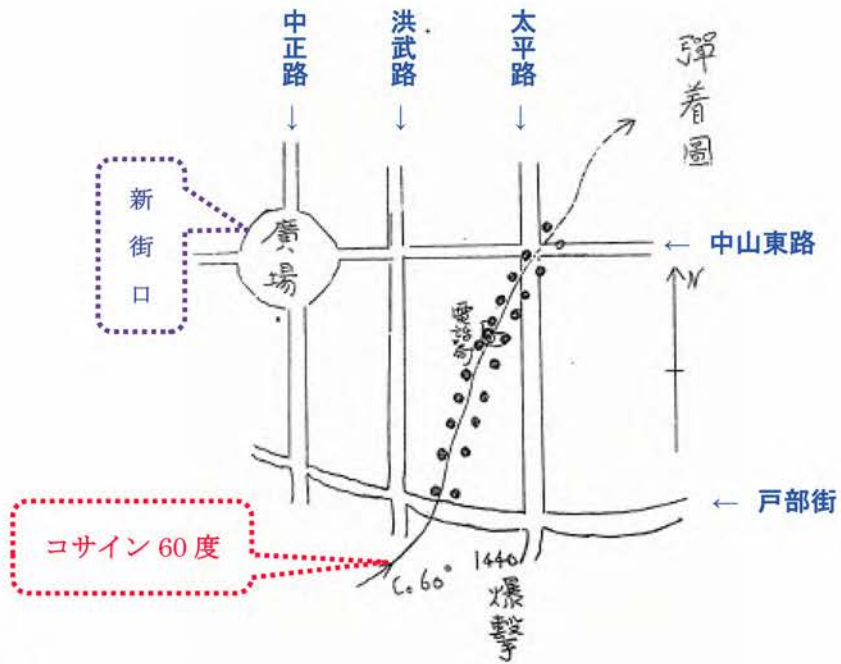


図4 弾着図

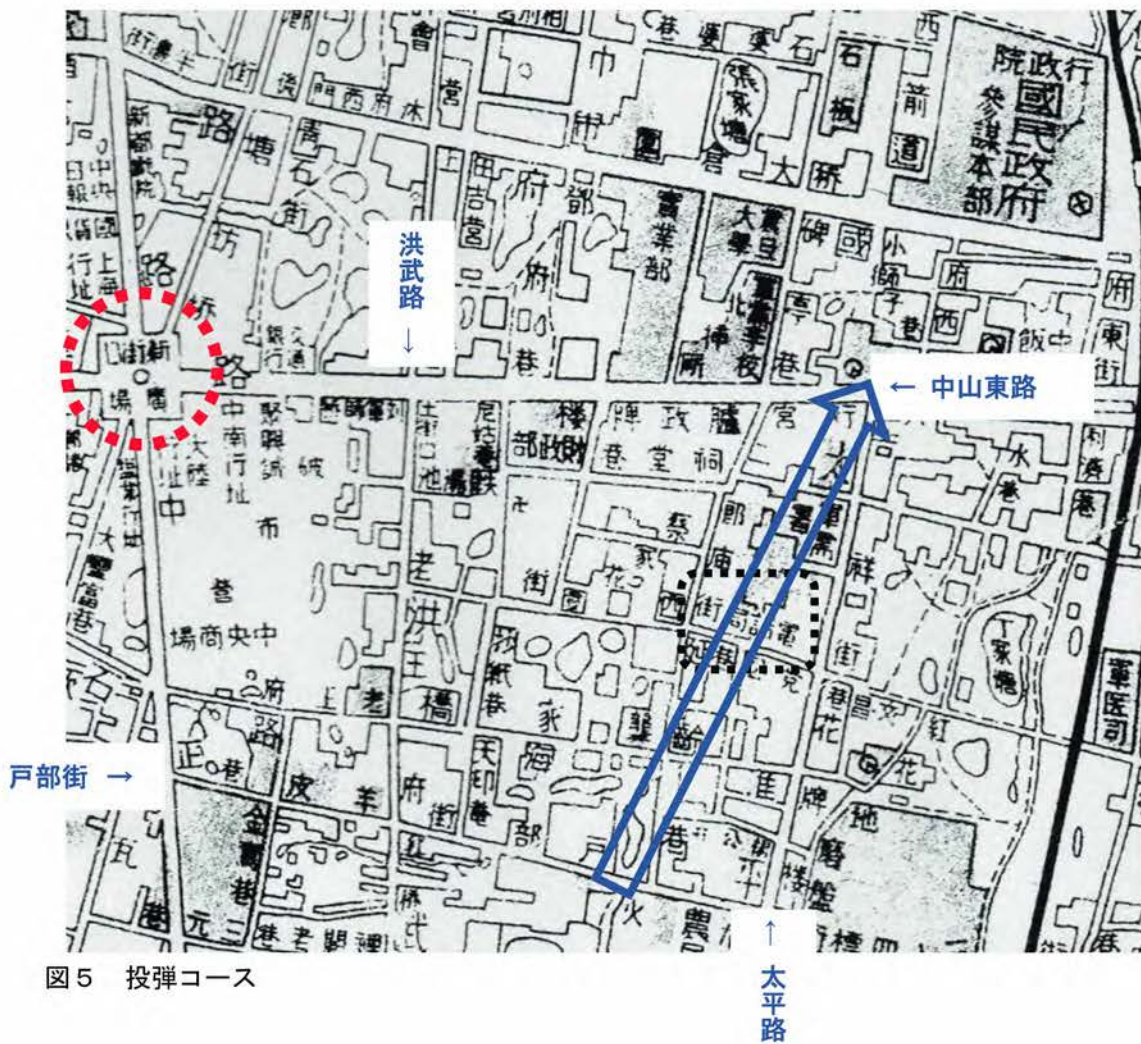


図5 投弾コース

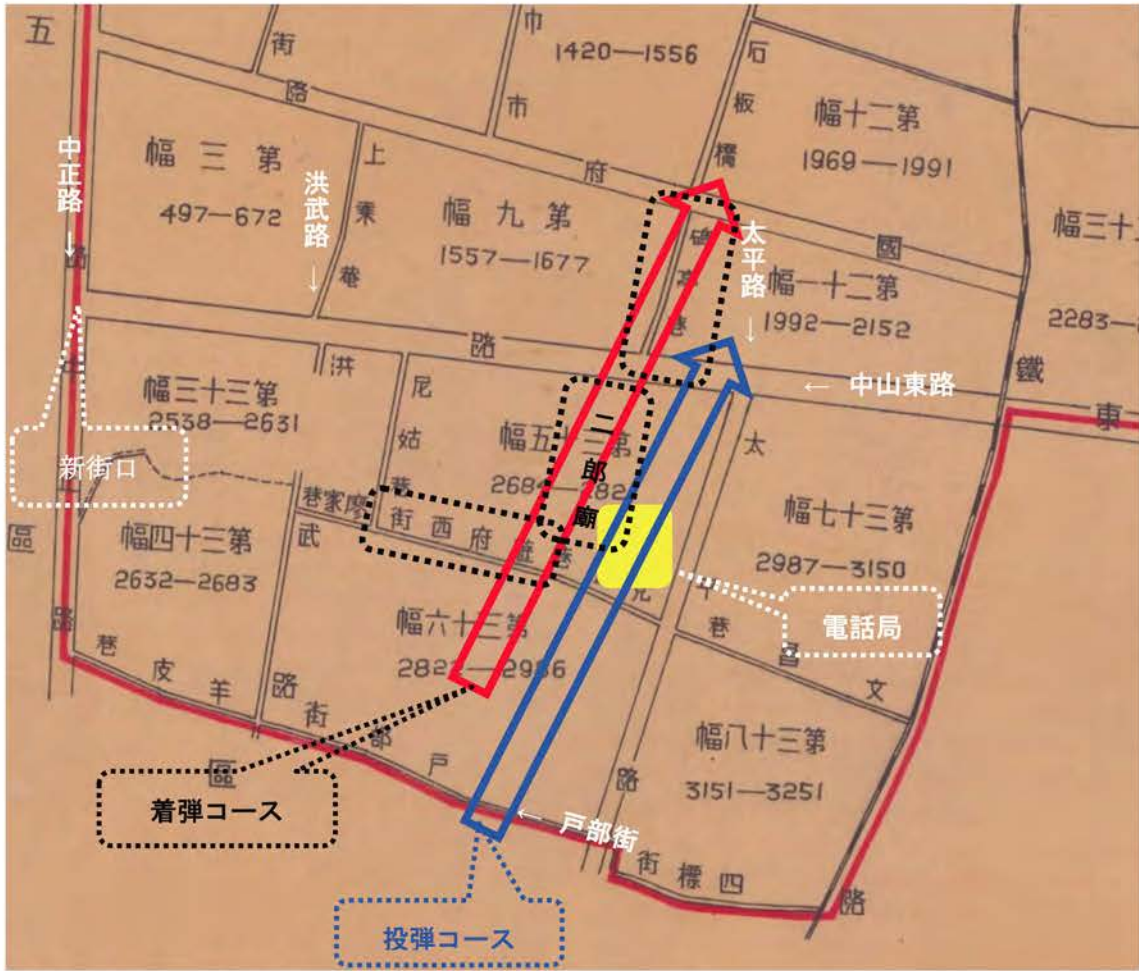


図6 投弾コースと着弾コース



図7 「南京市政府 財政局 代管經收房租 領租證」(領租證bの表紙)



図8 領租證 a の 1 ページ目



図9 領租證 b の 1 ページ目

世換立新証

請領廿年	七月份	租金拾叁元二角	請領廿年	八九月份	租金貳拾柒元	封 丁 對 金 村 計 時 打 封 打 世
請領廿年	八月份	租金拾叁元二角	請領廿年	十月份	租金貳拾柒元	
請領廿年	九月份	租金拾叁元二角	請領廿年	三月份	租金陸元五角	
請領廿年	十月份	租金拾叁元二角	請領廿年	元三月份	租金捌拾陸元	
請領廿年	十一月份	租金拾叁元二角	請領廿年	四至六月份	租金捌拾陸元	
請領廿年	三月份	租金拾叁元二角	請領廿年	七、八月份	租金伍拾四元	
請領廿年	元月份	租金拾叁元二角	請領廿年	九、十月份	租金伍拾肆元	
請領廿年	貳月份	租金拾叁元二角	請領廿年	十一、十二月份	租金伍拾四元	
請領廿年	叁月份	租金拾叁元二角	請領卅年	一月份	租金金柒元	
請領廿年	肆月份	租金拾叁元二角	請領卅年	二、三月份	租金捌拾陸元	
請領卅年	五月份	租金拾叁元二角	請領卅年	四、五月份	租金拾陸元	

図10 領租證aの2ページ目

請領卅年	9-12月	租金壹佰肆拾元△角	請領33年	2月	租金 194 元△角	世 換 立 新 証
請領卅年	1-3月	租金壹佰零伍元△角	請領卅年	3月	租金 194 元△角	
請領卅年	4-6月	租金壹佰零伍元△角	請領卅年	4月	租金 194 元△角	
請領卅年	7-8月	租金 柒拾 元△角	請領卅年	5月	租金 194 元△角	
請領卅年	9-12月	租金 壹佰四拾元△角	請領卅年	6月	租金 194 元△角	
請領卅年	1-2月	租金 陸拾貳元△角	請領卅年	6月	租金 96 元△角	
請領卅年	3月	租金 叁拾伍元△角	請領卅年	7月	租金 290 元△角	
請領卅年	4-8月	租金 壹佰肆拾元△角	請領卅年	8月	租金 290 元△角	
請領卅年	9-10月	租金 柒拾 元△角	請領卅年	9月	租金 290 元△角	
請領卅年	11月	租金 叁伍 元△角	請領卅年	年 月	租金 元 角	
請領卅年	12月	租金 194 元△角	請領卅年	年 月	租金 元 角	
請領33年	1月	租金 194 元 角	請領卅年	年 月	租金 元 角	

図11 領租證bの2ページ目

別表 南京日本商工會議所會員名簿(1941年4月1日現在)等

167番の「◆」は「と」を○で囲んだ一字を示す。

會員名の欄で()書きにしたものは代表者名を指し、非會員。

出所欄のAは『南京』『南京日本商工會議所』の「業種別會員名簿」(附録(二) pp. 9-22)、Bは『南京』『國策會社』(本文 pp. 518-520)、Cは『南京』『廣告索引』(本文 pp. 687-688)の後に続く廣告(pp. (1)-(46))、Dは『南京』『旅行案内』の「旅館案内」(附録(一) p. 9)を指す。

213番は南京市ではないが、参考のために掲載した。その経営は磐城セメント(株)が行っている。

番号	住所1	住所2	商號名	會員名	業種	本店	出所
1	中山東路	4	丸ビル會館	溝口初次	飲食店業	南京	A
2	中山東路	5	モトキ時計店	元木正年	時計及貴金屬商	南京	A
3	中山東路	8	江南産業公司南京出張所	脇田寅三	運輸業	上海	A
4	中山東路	19	山本洋行	山本亮一	貿易商	南京	A
5	中山東路	22	福田館	福田光男	旅館・下宿・アパート業	南京	A
6	中山東路	23	森永製菓配給所	田中秀信	製菓販賣業	東京	A
7	中山東路	24	東運公司南京支店	瀬戸 尚	食料品業	漢口	A
8	中山東路	28	漢口銀行南京支店	岡田銀次郎	銀行業	漢口	A
9	中山東路	33	日麵食堂	竹谷末藏	飲食店業	南京	A
10	中山東路	50	榮泰洋行南京支店	吉本 毅	貿易商	上海	A
11	中山東路	54	丸甲洋行(百貨店)	甲方清一	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
12	中山東路	55	日本タイプライター(株) 南京出張所	末安幸夫	タイプライター・ 謄寫版販賣業	東京	A
13	中山東路	58	中湘號	中村富藏	貿易商	南京	A
14	中山東路	64	(株)福昌公司南京出張所	笹間長太郎	土木建築請負及材料商	大連	A
15	中山東路	103	日比野洋行南京支店	稻垣彦右衛門	家庭金物・陶器荒物業	南京	A
16	中山東路	105	華中水電股份有限公司南京支店	前田市治	國策會社	上海	A
17	中山東路	106	山吉食堂	伊藤吉助	飲食店業	南京	A
18	中山東路	106	東洋葉煙草(株)南京出張所	池田清一	煙草販賣業	東京	A
19	中山東路	119	漢和洋行南京支店	中西三郎	家庭金物・陶器荒物業	上海	A
20	中山東路	121	新高	森 芳一	製菓販賣業	台北	A
21	中山東路	145	美津屋	堤 義郎	飲食店業	南京	A
22	中山東路	146	櫻井洋行	櫻井彌三郎	食料品業	南京	A
23	中山東路	147	文房洋行南京支店	田村義朝	書籍・文房具及 新聞取次業	上海	A
24	中山東路	149	日本電機公司	森川哲明	電氣水道工事 請負及器具商	南京	A
25	中山東路	165	菊一食堂	堤 勝之助	飲食店業	南京	A
26	中山東路	182	玄武莊	(不明)	旅館業		D
27	中山東路	182	極東公司	遠藤吉三郎	貿易商	上海	A
28	中山東路	玄武莊内	阿部市洋行南京出張所	中西義一	貿易商	上海	A
29	中山東路	玄武莊内	(株)丸永商店南京出張所	加島太郎	貿易商	大阪	A
30	中山東路	194	木林洋行	木林清一郎	食料品業	南京	A
31	中山東路	196	かなものや南京支店	田中清一郎	家庭金物・陶器荒物業	上海	A
32	中山東路	201	土橋號	武井仙藏	貿易商	上海	A
33	中山東路	205	至誠堂南京支店	三木一雄	書籍・文房具及 新聞取次業	上海	A
34	中山東路	229	上海銀行南京支店	高橋敬三	銀行業	上海	A
35	中山東路	232	池内洋行	池内喜三郎	其他	南京	A
36	中山東路	243	織田洋行南京支店	大石 度	時計及貴金屬商	上海	A
37	中山東路	272	お茶福	萩原 武	其他	南京	A
38	中山東路	284	京華煉瓦廠	三宅圓一	煉瓦製造業	南京	A
39	中山東路	291	森洋行南京支店	森 猶藏	時計及貴金屬商	漢口	A
40	中山東路	292	新中央酒家	小野宗三郎	飲食店業	南京	A
41	中山東路	302	銀座堂	竹市榮一郎	製菓販賣業	南京	A
42	中山東路	306	山口商會南京支店	濱岡繁路	食料品業	上海	A
43	中山東路	308	雲仙堂	中尾正人	製菓販賣業	南京	A
44	中山東路	330	國榮洋行	美馬國一	清涼飲料水製造業	南京	A
45	中山東路	338	梶塚洋行	梶塚松次	食料品業	南京	A
46	中山東路	344	兼松商店南京出張所	下條義克	貿易商	神戸	A

47	中山東路	358	本田商店	早田榮造	食料品業	上海	A
48	中山東路	372	華中蠶糸股份有限公司南京支店	小倉光次	國策會社	上海	A
49	中山東路	384	南京日本商工會議所				A
50	中山東路	390	大脇商店	大脇甚四郎	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
51	中山東路	三條巷	富士サイダー横山商店	横山多聞	清涼飲料水製造業	東京	A
52	中山東路	忠林坊	萬樂	宮崎憲三	飲食店業	南京	A
53	中山東路	忠林坊	双葉電氣公司	古賀芳郎	電氣水道工事 請負及器具商	南京	A
54	中山東路	鄧府巷	(株)大三洋行南京出張所	大橋 修	清涼飲料水製造業	東京	A
55	中山東路	利濟巷	東方アパート	松田相光	旅館・下宿・アパート業	南京	A
56	太平路	2	新保洋行	新保俊一	食料品業	南京	A
57	太平路	9	大華藥房	鈴木重次	賣藥業	南京	A
58	太平路	12	上海購買組合南京支店	安岡重光	食料品業	上海	A
59	太平路	14	白木實業公司	小坂孝平	洋品・化粧品・呉服商	上海	A
60	太平路	19	華中百貨店	松井友次郎	百貨店	南京	A
61	太平路	24	天榮洋行南京支店	佐藤榮一	貿易商	上海	A
62	太平路	30	重松藥房南京支店	林 太一	賣藥業	上海	A
63	太平路	36	林樂器店南京支店	林 喜代次	其他	上海	A
64	太平路	42	橋本洋行	橋本敏夫	家庭金物・陶器荒物業	南京	A
65	太平路	49	三星洋行	廣瀬美農藏	貿易商	南京	A
66	太平路	50	㊦組	濱田英一	食料品業	南京	A
67	太平路	70	泰山洋行	栗飯原豊次	食料品業	南京	A
68	太平路	79	南京百貨店	永友宅治	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
69	太平路	82	益記洋行	伊藤益二	貿易商	南京	A
70	太平路	85	大江商會	大原源吉	自動車修理並販賣業	南京	A
71	太平路	140-1	丸榮洋行	廣田榮太郎	紙袋製造業	南京	A
72	太平路	190	中華全國火柴産銷聯營社南京支社	松田良逸	其他	上海	A
73	太平路	192	瀛華洋行南京出張所	江口達太郎	貿易商	上海	A
74	太平路	203	岡嶋洋行	岡嶋八朗	貿易商	大阪	A
75	太平路	204	堀井謄寫堂南京出張所	堀井久吉	タイプライター・ 謄寫版販賣業	東京	A
76	太平路	206	丸井呉服店	東 吉太郎	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
77	太平路	212	華中電氣通信股份有限公司 南京營業所	山本俊人	國策會社	上海	A
78	太平路	225	西亞洋行	堂山龜松	貿易商	南京	A
79	太平路	231-2	伊藤忠商事(株)南京出張所	大西 泰	貿易商	大阪	A
80	太平路	233	明昌洋行	北野光祐	貿易商	南京	A
81	太平路	249	大石洋行	大石岩太郎	洋品・化粧品・呉服商	漢口	A
82	太平路	251	多田洋行	河野 仁	貿易商	南京	A
83	太平路	254	國際運輸(株)南京營業所	山内恭雄	運輸業	大連	A
84	太平路	257	玉圓公司	竹田淺治郎	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
85	太平路	274	松坂屋南京營業所	淵上義夫	貿易商	名古屋	A
86	太平路	284	中村商店	中村貞一	食料品業	漢口	A
87	太平路	300	福大洋行	日出顯三	食料品業	南京	A
88	太平路	306	上西洋行	上西豊次郎	家具商	南京	A
89	太平路	311	瀨川洋行	瀨川知孝	煙草販賣業	南京	A
90	太平路	317	長崎洋行	青沼 隆	家庭金物・陶器荒物業	南京	A
91	太平路	323	三亥洋行	鈴木孝一	其他	南京	A
92	太平路	339	廣島旅館	石川春一	旅館・下宿・アパート業	南京	A
93	太平路	369	杉浦商店	杉浦源重	其他	南京	A
94	太平路	373	稻垣呉服店	酒井惠一	洋品・化粧品・呉服商	上海	A
95	太平路	405	三大公司	金村壬石	其他	南京	A
96	太平路	416	華中印書局南京支局	大川貞治	印刷業	上海	A
97	太平路	420	萬谷洋行南京出張所	關口正燦	貿易商	上海	A
98	太平路	439	江商(株)南京出張所	吉井哲三	貿易商	上海	A
99	太平路	春日莊	長谷川棉行南京出張所	牧 寛	貿易商	大阪	A
100	太平路	春日莊内	岩尾商店南京出張所	竹内信夫	貿易商	大阪	A
101	太平路	太平巷	藤幸洋行南京支店	守田貞記	其他	東京	A
102	太平路	文昌巷	寶釀造工業	藤井兼藏	釀造業	南京	A
103	太平路	科巷85	昭和園	藤岡今次	旅館・下宿・アパート業	南京	A
104	中山路	4	京ビル ホテル	高地夕子	旅館・下宿・アパート業	南京	A

105	中山路	5-1	紫垣大藥房	紫垣清律	賣藥業	南京	A
106	中山路	14	南里貿易(株)南京出張所	志賀武二郎	貿易商	橫濱	A
107	中山路	27	晃明洋行	上野一夫	工廠	南京	A
108	中山路	29	三福屋	安藤承福	食料品業	上海	A
109	中山路	31	大陸洋行	乾四郎	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
110	中山路	47	新興公司	林 詩賓	貿易商	上海	A
111	中山路	48	一郡商會南京支店	板井親治	土木建築請負及材料商	青島	A
112	中山路	51	中華出光興産(株)南京出張所	門田盛義	石油・ガソリン販賣業	上海	A
113	中山路	53	中山鋼業廠南京出張所	宮本友七	工廠	上海	A
114	中山路	57	福昌ホテル	大西伊三郎	旅館・下宿・アパート業	南京	A
115	中山路	62	東方洋行南京支店	小澤富太郎	貿易商	上海	A
116	中山路	73	大丸洋行南京支店	山内勇治	百貨店	大阪	A
117	中山路	92	東亞公司南京出張所	小島武壽	賣藥業	南京	A
118	中山路	96	水田洋行南京出張所	池上 正	貿易商	大阪	A
119	中山路	100	東和劇場	池村照信	其他	南京	A
120	中山路	108	齊藤自動車南京支店	齊藤元十郎	運輸業	上海	A
121	中山路	111	台灣青果(株)南京營業所	中谷土岐男	其他	台中	A
122	中山路	122	(株)八木商店南京出張所	山路周一	貿易商	大阪	A
123	中山路	146	渡邊洋行	泉 誠司	紙袋製造業	兵庫	A
124	中山路	161	吉備之舎	笠原彦道	食料品業	南京	A
125	中山路	202	石油聯合(株)南京出張所	波多野次郎	石油・ガソリン販賣業	東京	A
126	中山路	275	華北石炭販賣(株)南京受渡事務所	平山熊雄	燃料販賣業	北京	A
127	中山路	343	日米商事(株)南京出張所	山内信一	其他	上海	A
128	中山路	346	高島屋南京出張所	菅田參雄	百貨店	大阪	A
129	中山路	350	日本物産合資會社南京支店	野村種治郎	貿易商	上海	A
130	中山路	351	台灣銀行南京派遣員事務所2	下村利雄	銀行業	台北	A
131	中山路	367	第一公司南京出張所	門野隆一	貿易商	京都	A
132	中山路	369	昭和精油商事(株)南京出張所	喜久野徳七	自動車修理並販賣業	福岡	A
133	中山路	373	上海復興材料(株)南京出張所	羽月敏雄	土木建築請負及材料商	上海	A
134	中山路	薛家巷6	⊖旅館	稻垣正一	旅館・下宿・アパート業	南京	A
135	碑亭巷	6	福記洋行	柳本壽泳	食料品業	上海	A
136	碑亭巷	8	德昌洋行	貞島太郎	燃料販賣業	南京	A
137	碑亭巷	39	青柳洋行	青柳秀三郎	工廠	南京	A
138	碑亭巷	48	中山洋行	中山泰三	貿易商	南京	A
139	碑亭巷	52	水野組南京支店	水野喜作	土木建築請負及材料商	橫濱	A
140	碑亭巷	65	朝日洋行	山村兼四郎	食料品業	南京	A
141	碑亭巷	144	鈴丸旅館	伊串專一	旅館・下宿・アパート業	南京	A
142	碑亭巷	145	興亞洋行南京支店	村田靜一	其他	上海	A
143	碑亭巷	150	山田タクシー	山田國治	運輸業	南京	A
144	碑亭巷	155	泰山閣	(不明)	旅館業		D
145	下關	江邊路	東亞海運(株)南京支店	藤枝哲三	運輸業	東京	A
146	下關	江邊路	上海内河輪船股份有限公司南京支店	千葉讓三郎	國策會社	上海	A
147	下關	江邊路	中華輪船股份有限公司南京辦事所	(湯淺宣一)	國策會社		B, C
148	下關	三叉河	有恆麵粉公司	佐藤貫一	其他	南京	A
149	下關	商埠街	野田屋	野田正一	旅館・下宿・アパート業	南京	A
150	下關	大馬路	台灣銀行南京派遣員事務所1	下村利雄	銀行業	台北	A
151	下關	大馬路94	三崎洋行	三崎 了	洋品・化粧品・呉服商	南京	A
152	下關	熱河路	杉本組	田中留治	運輸業	南京	A
153	下關	寶善街	揚子ホテル	宮原靜雄	旅館・下宿・アパート業	南京	A
154	下關	惠民河沿河街	華中水産股份有限公司南京出張所	(柳村市之丞)	國策會社		B, C
155	維新路	85	龍新洋行	本山 龍	土木建築請負及材料商	南京	A
156	維新路	130	日照公司南京支店	小串長廣	家具商	奉天	A
157	維新路	225	大瀧組	大瀧 磊	土木建築請負及材料商	南京	A
158	維新路	371	明和洋行	下神明造	印刷業	上海	A
159	維新路	田吉營	共盛煙草(株)南京支店	安田幸作	煙草販賣業	上海	A
160	維新路	廊東街54	濱本公司南京出張所	山本藤一	煉瓦製造業	南京	A
161	二郎廟	4	三益社南京支店	織田喜代次	貿易商	上海	A
162	二郎廟	15	橋本商會	橋本國夫	土木建築請負及材料商	長崎	A
163	二郎廟	19	相互社南京支店	田邊吉滿	食料品業	上海	A
164	二郎廟	35	上海百興洋行南京分行	蔡 棟樑	貿易商	上海	A

165	二郎廟	72	東京庵	橋本和太八	飲食店業	南京	A
166	遊府西街	35	湘一旅社	謝 春池	旅館・下宿・アパート業	南京	A
167	遊府西街	51	◆醬油店	中川新七	醸造業	南京	A
168	遊府西街	53	有明館	有働徳行	旅館・下宿・アパート業	南京	A
169	遊府西街	65-2	富士洋行	伊藤嘉吉	書籍・文房具及 新聞取次業	南京	A
170	白下路	54	岡山號	伊藤貞三	貿易商	南京	A
171	白下路	99	南京煙草卸業組合	中村英二	煙草販賣業	南京	A
172	白下路	171	肥前館	田中正吉	旅館・下宿・アパート業	南京	A
173	白下路	203	太平洋行	井上良平	貿易商	南京	A
174	延齡巷	31	德盛號	杉山徳太郎	貿易商	南京	A
175	延齡巷	40	三共商會	沙藤 君	食料品業	南京	A
176	延齡巷	70	寶來館	鈴木留五郎	旅館・下宿・アパート業	南京	A
177	復興路	1	橫濱正金銀行南京出張所	鳥賀陽恒正	銀行業	橫濱	A
178	復興路	61	旭洋行	林 慶芳	食料品業	南京	A
179	復興路	武學園	吉田洋行南京出張所	吉田久太郎	貿易商	上海	A
180	中山北路	188	豐田自動車工業(株) 上海工場南京出張所	北村英一	自動車修理並販賣業	愛知	A
181	中山北路	913	日本通運(株)南京營業所	加納健次郎	運輸業	東京	A
182	東海路	13	齊藤洋行	正延靜夫	貿易商	大阪	A
183	東海路	28	吉崎洋行	吉崎彦三	運輸業	南京	A
184	漢府街	17	九十九洋行	中村專人	醸造業	高知	A
185	漢府街	玉林坊	昭和組合南京支店	前田秀次郎	煙草販賣業	上海	A
186	鼓樓車站	14	三菱商事(株)南京出張所	今井卯三郎	貿易商	東京	A
187	鼓樓車站	14	磐城セメント南京出張所	横井太郎	其他	東京	A
188	銅銀巷	12	飯島洋行	飯島美夫	燃料販賣業	南京	A
189	銅銀巷	12	揚子洋行	井川敬藏	煉瓦製造業	南京	A
190	赤壁路	14	華中鑛業股份有限公司南京出張所	中馬靖友	國策會社	上海	A
191	石婆婆巷	30	安宅商會南京出張所	長谷川靜夫	貿易商	大阪	A
192	漢中路	小銅銀巷	日東號	田口四郎	煉瓦製造業	南京	A
193	建鄴路	2	華中都市公共汽車股份有限公司 南京營業所	(日高駒次郎)	國策會社	B, C	
194	江蘇路	45	三井物産(株)南京出張所(三井洋行)	平野郡司	貿易商	東京	A
195	洪武路	74	資生堂南京配給所	泉谷輝五郎	洋品・化粧品・呉服商	東京	A
196	國府西街	6	日進館	溝邊幾郎	旅館・下宿・アパート業	南京	A
197	湖北路	87	中山自動車修理工場	久保 弘	自動車修理並販賣業	南京	A
198	朱雀路	44	三河興業(株)南京支店	小林安雄	貿易商	上海	A
199	珠江路	525	遠東公司	木下至助	其他	南京	A
200	中華路	287	竹村棉業(株)南京出張所	福谷正一	貿易商	大阪	A
201	鐵管巷	50	維新鐵工所	田邊治郎	工廠	南京	A
202	糖坊橋	60	南京鐵工所	淵本次二	工廠	南京	A
203	南京驛構内		華中鐵道股份有限公司南京支社	太田金盛	國策會社	上海	A
204	西康路	15	淮南煤礦股份有限公司南京出張所	(古谷行雄)	國策會社	B, C	
205	昇州路	332	進南洋行	黄 平療	食料品業	南京	A
206	莫愁路	三井洋行内	東洋棉花(株)上海支店南京出張所	渡邊潤三	貿易商	大阪	A
207	潘家菜園	3	義合東	脇本 泰	煉瓦製造業	濟南	A
208	傅厚崗	27	日本水産(株)南京出張所	加來範一	其他	東京	A
209	文昌宮	2	日産自動車販賣(株)南京出張所	宮本辰雄	自動車修理並販賣業	東京	A
210	北門橋衛巷	30	佐賀屋	樋渡春吉	旅館・下宿・アパート業	南京	A
211	楊公井	19	佐藤洋行	佐藤三之助	貿易商	南京	A
212	靈隱路	22	中支那振興株式會社南京事務所	(米澤秀夫)	國策會社	B, C	
213	江蘇省	龍潭鎮	南京水泥公司龍潭工廠			A	